

政治資金監査の質の向上について

～登録政治資金監査人に対する指導・助言のあり方～

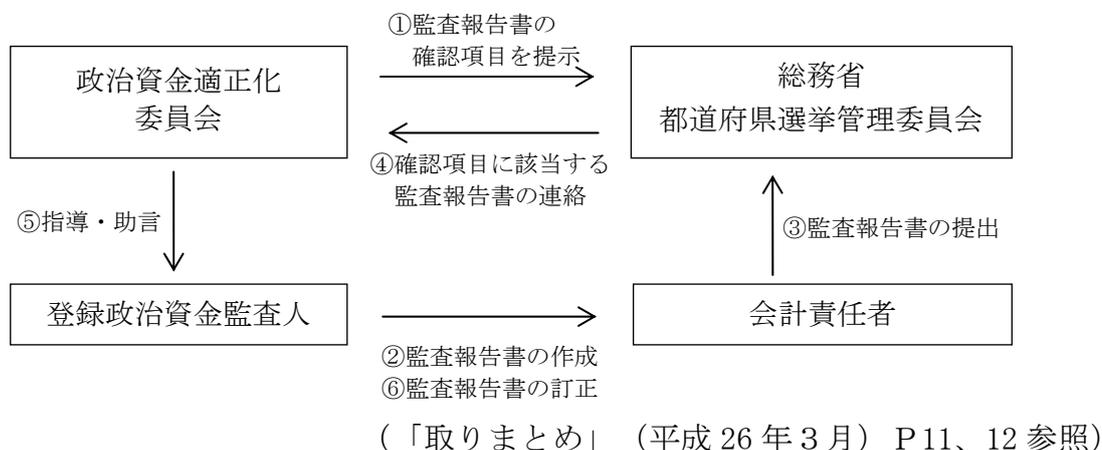
1. 背景・目的

収支報告書や政治資金監査報告書に関して記載例からの逸脱事例等が散見される状況に対し、都道府県選挙管理委員会（以下「都道府県選管」という。）から「登録政治資金監査人を指導・育成し、不備のある監査報告書や収支報告書が提出されることがないようにしてほしい」等の要望を受けている。

これに対し、平成26年3月の「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」において、個別の登録政治資金監査人に対して指導・助言を行う次のような枠組みが示された。

- ・ 指導・助言の対象とすべき政治資金監査報告書をより分けるために必要な都道府県選管及び総務省の報告を求めるための確認項目を策定
- ・ 確認項目に該当するもの等について、都道府県選管及び総務省から当委員会に報告を受けた場合に、関係士業団体とも連携しつつ必要に応じて直接個別の登録政治資金監査人に指導・助言

【登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の枠組み（イメージ）】



政治資金監査報告書の作成時点における状況を報告してもらい、改善につなげることで、政治資金監査に対する高い信頼を確保するとともに、政治資金監査チェックリストの活用促進等登録政治資金監査人への注意喚起による政治資金監査のより適確な実施並びに都道府県選管及び総務省における将来的な形式審査業務の効率化を図る。

2. 確認項目について

(1) 確認項目

- 登録政治資金監査人の高い専門性を考慮すれば、確認項目を必要以上に細かく設定する必要はなく、政治資金監査報告書の基本的な構成に係る項目にとどめる。
ただし、当面は政治資金監査の実施状況として、形式的に正しい収支報告書の前提となる、表計が合っていないものについても、都道府県選管及び総務省に報告を求める。
- この考え方にに基づき、確認項目を決定する。なお、運用状況等を見直しを行う。

(2) 確認項目による当委員会への報告

①報告主体

都道府県選管分：都道府県選管
総務大臣分：都道府県選管及び総務省

②報告を求める範囲

確認項目に該当するものについては、原則として、都道府県選管又は総務省における形式審査の過程において記載例からの逸脱等の指摘がなされたにもかかわらず補正されなかったものに限って報告を求めることとし、都道府県選管又は総務省からの指摘を受けて補正されたものについては、報告は求めない。

また、確認項目以外に関するものについては、個別の指導・助言が必要と都道府県選管又は総務省が考えるものについて報告してもらい、個別の指導・助言や今後の見直しに関する検討の参考とする。

③報告手順

当委員会に報告する際に、報告漏れ及び写しの添付漏れがないようなものとする必要がある。

3. 報告があったものの委員会での取扱いについて

(1) 確認項目に関する報告について

都道府県選管及び総務省からの報告後、個別の指導・助言の前までに、具体的な指導・助言の対象、方法、時期等について、個別の事例1件ごとに委員会で審議・決定する。

(2) 確認項目以外に関する報告について

都道府県選管及び総務省によって報告内容が異なると考えられるため、確認項目以外に関する報告に係る指導・助言の要否、方法等については、都道府県選管及び総務省からの報告を受けた後に、個別に委員会で審議・決定する。

また、その後の確認項目等の見直しに関する検討の際に参考とする。

4. スケジュール（案）

○実施時期

平成27年1月より提出が始まる平成26年分の収支報告書から実施する。

○報告期限

12月上旬とする。なお、期限前の報告も受け付ける。

○指導・助言の時期

1月上旬以降から可能な限りの前倒しを図る。

5. 個別の指導・助言の方法について

(1) 指導・助言の対象

確認項目に該当するものについては、原則として、都道府県選管又は総務省における形式審査の過程において記載例からの逸脱等の指摘がなされたにもかかわらず補正されなかったものに限って個別の指導・助言を行うこととし、都道府県選管又は総務省の指摘を受けて補正されたものについては、指導・助言は行わない。

(2) 指導・助言の手法

指導・助言は文書によることとし、文面については該当した確認項目に応じたものとする。